給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１００００６号

東京都立川市上砂町５―８―２―409

再生債務者　川畑　勇人

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月３日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年７月19日まで

平成23年７月５日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第２号

石川県小松市白江町ワ187番地３

再生債務者　山上外喜雄

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年７月４日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年７月28日まで

平成23年７月７日　金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（再ロ）第１号

岐阜県可児市緑２丁目58番地１

再生債務者　小山　　裕

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年７月４日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年７月28日まで

平成23年７月７日　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（再ロ）第２号

愛知県西尾市米津町久手２番地18

再生債務者　松崎　政彦

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月15日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年７月28日まで

平成23年７月７日

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２３年（再ロ）第２号

岡山県総社市総社1131番地

再生債務者　南　　洋子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年７月４日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年７月28日まで

平成23年７月７日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成２３年（再ロ）第３６号

大阪府枚方市星丘２丁目46番19号

再生債務者　碓井　啓司

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月27日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年８月３日まで

平成23年７月６日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１９年（再ロ）第１４号

青森市桜川９丁目20番１―105号

再生債務者　小澤　俊明

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成19年８月２日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成23年７月７日

青森地方裁判所民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２２年（再ロ）第１０１１４号

東京都大田区中央５―６―15

再生債務者　西澤　象平

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条１号に定める事由がある。

平成23年７月５日

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１０１１５号

東京都大田区中央５―６―15

再生債務者　西澤　宏子

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条１号に定める事由がある。

平成23年７月５日

東京地方裁判所民事第20部

総務省共済組合定款の一部変更について

総務省共済組合定款（平成13年１月６日制定）の一部を次のとおり変更する。

平成 23 年６月 30 日

総務省共済組合代表者
総務大臣　片山　善博

附則第４条の次に次の１条を加える。

（災害見舞金附加金）

第５条　組合は、法第52条及び施行令第11条の３第１項の規定に基づき、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第２条第１項に規定する東日本大震災をいう。）により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域内にある組合員又はその被扶養者の住居又は家財に当該災害による損害を受け、当該損害について組合員が法第71条の規定による災害見舞金の支給を受けるときは、当該組合員に対し、次の各号に掲げる組合員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる月数を当該災害見舞金の計算の基礎となった標準報酬の月額に乗じて得た金額を災害見舞金附加金として支給する。

⑴　標準報酬の月額の３月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　２月

⑵　標準報酬の月額の2.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　1.5月

⑶　標準報酬の月額の２月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　1.2月

⑷　標準報酬の月額の1.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.9月

⑸　標準報酬の月額の１月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.6月

⑹　標準報酬の月額の0.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.3月

附　則

この変更は、平成23年７月１日から施行し、同年３月11日から適用する。

解散の決議

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

一　なお、この合併については、平成二十三年七月一日に合併後、旧主務官庁たる山形県知事の認可を得ています。

この合併に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

平成二十三年七月十五日

山形県鶴岡市泉町五番三〇号　鶴岡市総合保健福祉センター二Ｆ

（甲）社団法人鶴岡地区歯科医師会

会長　荻原　聡

山形県鶴岡市西荒屋字川原田二二番地

（乙）社団法人東田川郡歯科医師会

会長　佐久間寅治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙丙丁の権利義務全部を承継して存続し乙丙丁は解散することにいたしましたので公告します。

一　この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

一　甲の最終貸借対照表は、平成二十三年六月二十三日付官報（号外第一三三号）一二七頁、乙は同一〇六頁、丙は同一一八頁、丁は同八十六頁に開示しております。

平成二十三年七月十五日

東京都中央区八重洲二丁目四番一号

（甲）常和建物株式会社

代表取締役　小崎　哲資

東京都中央区八重洲二丁目四番一号

（乙）常和アセットマネジメント株式会社

代表取締役　小崎　哲資

東京都中央区八重洲二丁目四番一号

（丙）常和不動産株式会社

代表取締役　小崎　哲資

東京都中央区八重洲二丁目四番一号

（丁）常和ビル開発株式会社

代表取締役　小崎　哲資

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

一　この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一　甲の最終貸借対照表は平成二十三年六月二十三日付官報（号外第一三三号）一四〇頁、乙は同一一七頁に開示しております。

平成二十三年七月十五日

東京都中央区八重洲二丁目四番一号

（甲）常和ホテルマネジメント株式会社

代表取締役　小崎　哲資

東京都中央区八重洲二丁目四番一号

（乙）常和ホテルズ株式会社

代表取締役　小崎　哲資